

株主の皆様へ

(第93期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第93期 報告書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

◎丸三証券株式会社



Contents

株主の皆様へ	1
(第93期定時株主総会招集ご通知添付書類)	
事業報告	2
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
連結注記表	25
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	30
監査役会の監査報告書謄本	31
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
個別注記表	35
会計監査人の監査報告書謄本	38
(参考資料)	
連結計算書類参考資料	39
事業報告参考資料	40
(ご参考)	
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

株主の皆様へ



取締役社長

中村 康男

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。当社におきましては、昨年6月に中村康男が代表取締役社長に就任し、新たなスタートを切りました。ここに、第93期（平成24年度）報告書をお届けするにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

当期の我が国経済は、新興国経済の減速等を背景に輸出や生産が減少するなど昨年秋にかけて低迷を余儀なくされました。しかし、昨年末に発足した安倍新政権におけるデフレ脱却へ向けた金融・財政政策などへの期待から、期末にかけて持ち直しの動きがみられました。

株式市場におきましても、衆議院解散へ動き出した昨年11月半ば以降、日経平均株価は急上昇を続け、安倍新政権の経済政策や日銀新体制による大胆な金融緩和への期待から、今年3月には12,635円の高値をつけ、リーマン・ショック前の水準を回復いたしました。

このような環境下、当社の株式営業におきましては、円高修正により業績回復が期待される輸出関連企業や、金融緩和関連として代表的な不動産や鉄道関連企業を中心に営業を展開しました。昨年秋以降は、個人投資家の売買代金も大幅に増加したこともあり、株式受入手数料収入は前期の水準を5割強上回ることができました。

募集営業におきましては、円ヘッジにより為替の変動

リスクを抑えた新興国の債券に投資する定期分配型投信に加え、Jリート投信、日本株投信など環境の好転を捉えた品揃えの強化による残高拡大に努めた結果、受益証券受入手数料収入は過去最高の水準を更新しました。

この結果、連結経常利益は32億1百万円（前期は3億12百万円の損失）となりました。

当期の配当金につきましては、中間配当は普通配当2円50銭といたしました。期末配当につきましては、業績の回復を反映して11円とさせていただくことをご提案申し上げる次第であります。

証券市場を取り巻く環境につきましては、政府のデフレ脱却に向けた取り組みへの期待から、明るさを増しつつあります。当社といたしましては、株式営業においては銘柄選定力、営業提案力のレベルアップを図りお客様の投資パフォーマンスの向上に貢献するとともに、引き続き「投信純増3カ年計画」の達成に向けて募集営業の強化を図ってまいります。

また、内部管理態勢・法令遵守態勢の強化とともに、お客様へのより一層質の高いサービスの提供に取り組むことにより、当社の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

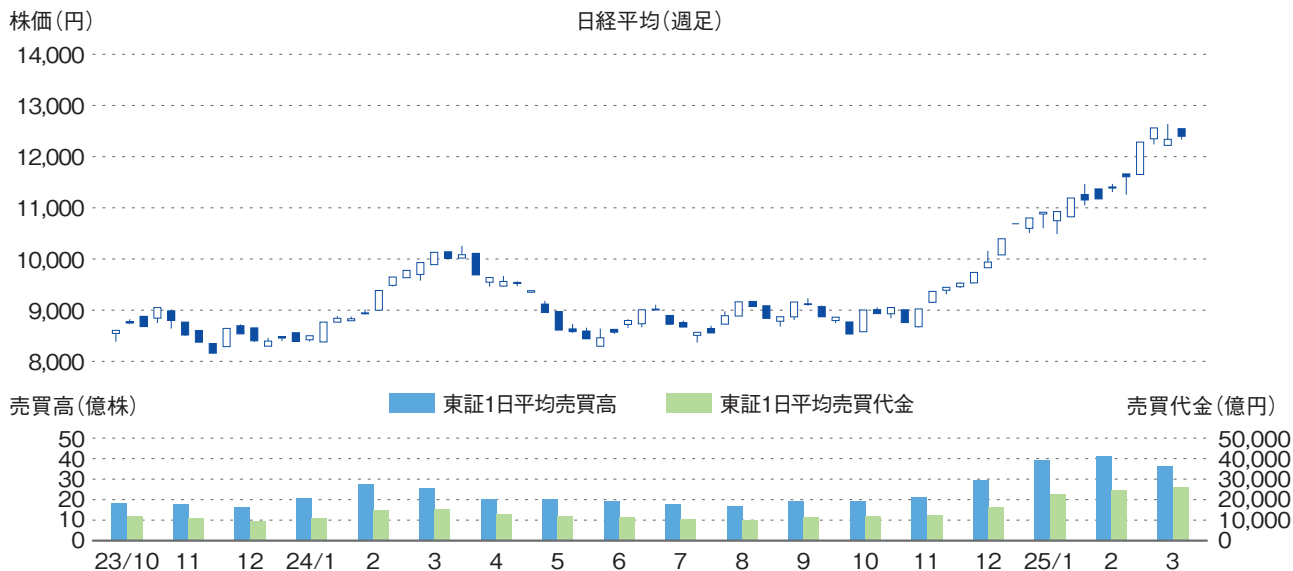
当期の我が国経済は、長引く債務問題による欧州景気の悪化や中国など新興国経済の減速を背景に輸出や生産が減少するなど、昨年秋にかけて低迷を余儀なくされました。しかし、年末に発足した安倍新政権におけるデフレ脱却へ向けた金融・財政政策などへの期待から為替が円安に転じ輸出企業を中心に業績が回復、消費マインドも改善に向かい、期末にかけて持ち直しの動きがみられました。

株式市場におきましても、衆議院解散へ動き出した昨

年11月半ば以降、日経平均株価は急上昇を続け、安倍新政権の経済政策や日銀新体制による大胆な金融緩和への期待から、今年3月には12,635円の高値をつけ、リーマン・ショック前の水準を回復いたしました。

このような環境の下、当社グループの業績は、株式受入手数料収入が5割強の増収、受益証券受入手数料収入も過去最高の水準を更新したことなどを受け、連結経常利益は32億1百万円（前期は3億12百万円の損失）となりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



〔株式部門〕

当期の株式市場は、欧州債務問題の再燃や為替が再び円高方向に向かったことなどを背景に、日経平均株価は昨年6月4日に8,295円の安値を付けました。その後、ECB総裁のユーロ防衛に向けた強い姿勢、日米欧の各中央銀行による追加金融緩和などで株価が上昇する局面もありましたが、欧州や中国経済の減速などが相場の足かせとなり、軟調な展開が続きました。しかし、11月の衆議院解散、12月の総選挙での自民党圧勝により流れが大きく変わりました。「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の“三本の矢”によって脱デフレと経済再生の達成を目指すアベノミクスが評価され、為替相場では円安が進み、日経平均株価も11月安値以降はほぼ一貫して上昇。3月に発足した新総裁の下での日銀による大胆な金融緩和への期待で株価は一段と上昇し、3月21日には12,635円の高値を付けました。

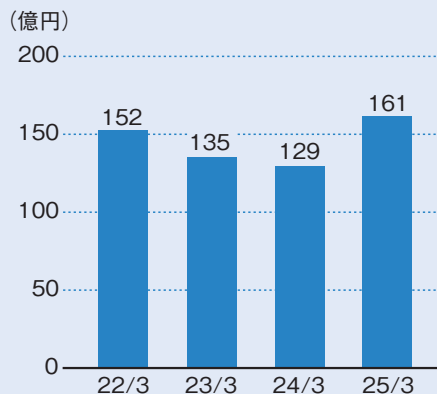
このような状況の下、震災・復興関連やスマートフォ

ン関連などテーマ性のある銘柄、グローバルな競争力を堅持する好業績企業、不動産を中心とした脱デフレ関連の銘柄などの選別および情報提供に注力しました。

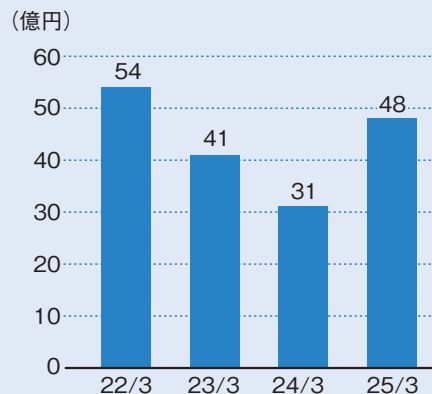
引受業務につきましては、前年に続き新規上場社数が増加したことに加え、年後半からは株価上昇とともに既上場企業の公募増資も増え始めた中、当社におきましては未上場企業への株式新規上場支援活動と既上場企業への資本政策提案活動に努め、新規上場企業6社、既上場企業1社の引受を行いました。

この結果、株式受入手数料収入は48億31百万円（前期比52.7%増）となりました。

受入手数料収入



株式受入手数料収入



〔債券部門〕

当期の債券市場は、期初1.010%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）が、欧州債務危機や世界的な景気減速懸念を背景に徐々に低下し、12月上旬には日銀の追加金融緩和観測などで0.685%まで低下しました。その後、政策期待による円安・株高の進行や財政再建先送りへの警戒感などを受けて、年明けに0.840%に上昇しましたが、日銀新総裁の下での金融緩和強化観測を背景に再度低下余地を探り、期末は0.560%となりました。

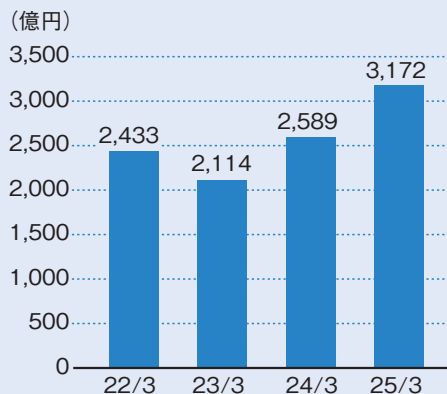
債券発行市場では、BIS規制の影響で銀行劣後債の発行が減少したことや輸出企業などを中心に軟調な起債環境が続いたことで普通社債の発行額は8兆1,224億円（前期比2.2%減）と伸び悩みました。

このような状況の下、当社の先物・オプションを含めた債券売買高は、国債取引の減少を受けて9,590億円（前期比1.2%減）となりました。また、国内の債券引受高

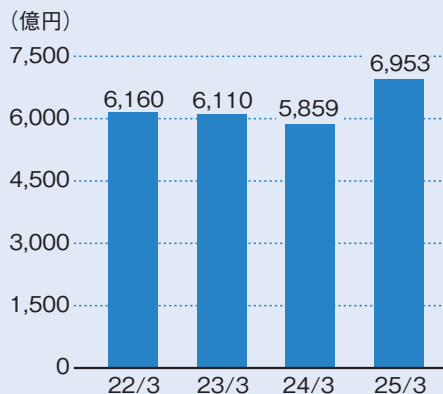
は292億円（同0.9%減）、募集・売出しの取扱高が353億円（同4.5%増）となり、債券受入手数料収入は1億5百万円（同1.2%減）にとどまりました。

一方、新発メキシコペソ建て世界銀行債の販売が好調に推移したことや円安を背景に豪ドル建て世界銀行債の売買高が増加したことから、債券等トレーディング損益は9億84百万円（前期比15.5%増）となりました。

投資信託取扱高



投資信託残高



〔投資信託部門〕

当期の投資信託部門は、世界的な低金利が継続する中、比較的高い利回りを得られるファンドを販売し、残高の増加に努めました。

債券投信では、比較的利益回りの高い米ドル建て新興国債券に投資する「PIMCOニューワールドインカムファンド」の販売に注力しました。

株式投信では、国内の財務体質が健全な高配当企業を組入れる「利回り株チャンス・オープン」、比較的高い配当利回りのJ-REITを組入れる「ニッセイJリートオープン」、新興国の成長力も見込める高配当企業を組入れる「JPM新興国高配当・成長株ファンド」を中心に販売しました。

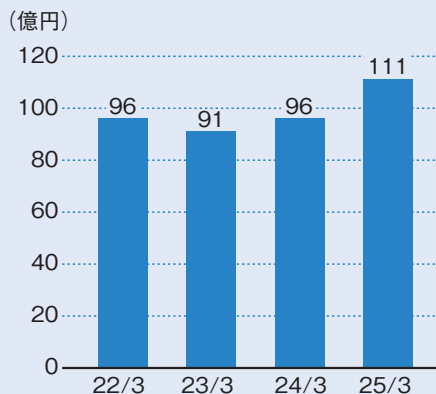
また、「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」を積極的に活用し、保有ファンドのフォローやお客様ポートフォリオの分析などによるサービスの向上と販売促進

に努めました。

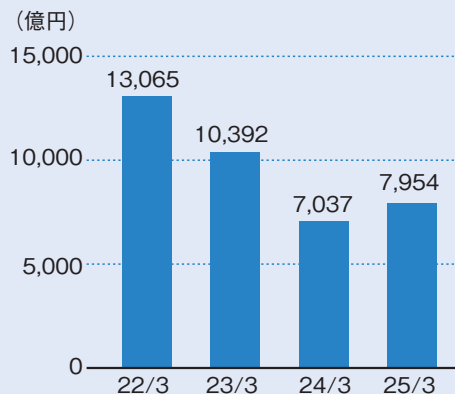
以上の結果、MRFを除いた投資信託の取扱高は3,172億円（前期比22.5%増）となり、当期末の残高は6,953億円（同18.7%増）となりました。

この結果、募集手数料は71億65百万円（前期比26.7%増）、代行手数料は39億81百万円（同0.5%増）となり、受益証券受入手数料収入は111億72百万円（同15.9%増）となり過去最高を更新しました。

受益証券受入手数料収入



オンライントレード 株式委託売買金額



〔オンライントレード部門〕

当期のオンライントレード部門は、5月に立会外売の取扱いを新たに開始したほか、10月には取引画面をより簡単にご利用頂けるようお客様のご要望に沿った改善を図りました。

また、定期的なメール配信や対面およびインターネットによるセミナー開催と積極的な情報提供を行ったことに加え、新規に口座開設されたお客様の株式手数料優遇措置を継続実施するなど顧客層の拡大に努めました。

この結果、11月中旬以降の株式相場上昇による個人投資家の売買代金の増加等を背景に、株式委託売買金額は7,954億円（前期比13.0%増）となりました。

〔損益状況〕

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益176億67百万円（前期比

22.2%増）、経常利益32億1百万円（前期は3億12百万円の損失）、当期純利益28億73百万円（前期は7億97百万円の損失）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益176億67百万円（前期比22.2%増）、経常利益31億41百万円（前期は3億79百万円の損失）、当期純利益28億40百万円（前期は8億16百万円の損失）となりました。

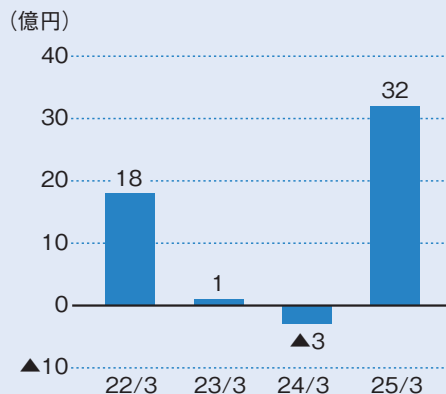
(2) 設備投資の状況

マルサントレードの取引画面の改善などを中心に1億37百万円の投資を実施しました。

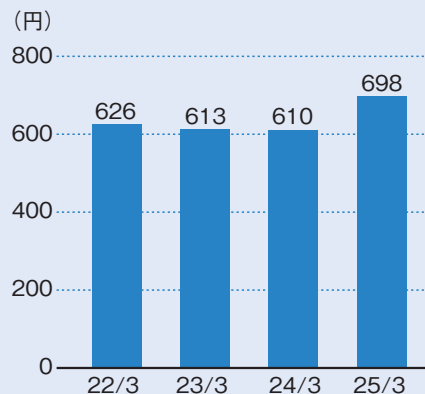
(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第90期 (21.4.1～22.3.31)	第91期 (22.4.1～23.3.31)	第92期 (23.4.1～24.3.31)	第93期 (24.4.1～25.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 16,809	百万円 14,948	百万円 14,452	百万円 17,667
(うち受入手数料)	(15,250)	(13,530)	(12,964)	(16,129)
経常利益又は経常損失(▲)	1,808	141	▲312	3,201
当期純利益又は当期純損失(▲)	1,506	▲92	▲797	2,873
1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)	20円82銭	▲1円29銭	▲11円50銭	42円79銭
総 資 産	百万円 80,542	百万円 75,673	百万円 70,945	百万円 84,178
純 資 産	45,484	43,335	41,615	46,281
1株当たり純資産	626円65銭	613円34銭	610円60銭	698円29銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、それぞれ算出しております。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第90期 (21.4.1～22.3.31)	第91期 (22.4.1～23.3.31)	第92期 (23.4.1～24.3.31)	第93期 (24.4.1～25.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 16,825	百万円 14,948	百万円 14,452	百万円 17,667
(うち受入手数料)	(15,250)	(13,530)	(12,964)	(16,129)
経常利益又は経常損失(▲)	1,761	75	▲379	3,141
当期純利益又は当期純損失(▲)	1,484	▲158	▲816	2,840
1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)	20円52銭	▲2円23銭	▲11円78銭	42円31銭
総 資 産	百万円 80,047	百万円 75,170	百万円 70,472	百万円 83,694
純 資 産	44,571	42,356	40,617	45,249
1株当たり純資産	614円4銭	599円42銭	595円89銭	682円66銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、それぞれ算出しております。

(5) 対処すべき課題

証券市場を取り巻く環境は、昨年11月以降の急激な為替の円安と脱デフレへの期待感の高まり等を背景とした株高によって急速に好転しております。

このような環境下におきましても、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、株式営業および募集営業における資産運用の提案力向上が一段と重要になると考えております。

株式営業につきましては、脱デフレの恩恵を受ける可能性の高い企業や、金融緩和と「シェール革命」によって経済成長力を取り戻した米国市場において高い競争力を持つ企業等を選別して、情報の提供に全力を挙げて取り組んでまいります。

募集営業につきましては、国内外の高配当、高成長が見込まれる企業に投資する株式投信に積極的に取り組み、引き続き米ドル建て新興国債券に投資する「PIMCO ニューワールドインカムファンド」を中心に、定期分配型の外債投信に注力してまいります。また、昨年策定した「投信純増3カ年計画」に全力で取り組み、純増による残高の拡大を図ることで、市況変動に左右されない収益基盤を確立してまいります。

加えて、平成26年1月より開始される少額投資優遇制度（日本版ISA）の取り組みを強化し、また、首都圏において郊外型店舗網を整備することにより地域密着型営業の強化を図ることで、新規お客様の開拓、相続・贈与に関するサービスの拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、当社本店の所在地は日本橋二丁目地区市街地再開発の対象となっております。そのため、今平成26年3月期末迄には本店の移転を行うこととなりますが、株主

の皆様やお客様各位にご不便をおかけすることのなきよう、円滑にすすめる所存であります。

更に、内部管理態勢および法令遵守態勢の強化に努めるとともに、お客様へより一層質の高いサービスを提供できるよう、当社グループ全体の企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社3社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする投資・金融サービス業であります。

投資・金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三土地建物株式会社は営業店舗用土地・建物の賃貸業を、丸三ファイナンス株式会社は投融資業および保険業務を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を営んでおります。

(7) 主要な営業所の状況 (平成25年3月31日現在)

当 社

① 本 店 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、高田
関東	5	今市、太田、伊勢崎、館林、沼田
都内・首都圏	8	新宿、池袋、三ノ輪、千葉、野田、高津、横浜、秩父
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 通信取引 通信販売部コールセンター

(注) 子会社の会社名および所在地は、(9) 重要な子会社の状況に記載しております。

(8) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

① 企業集団 (当社グループ) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
989名	13名減	34歳7ヵ月	11年2ヵ月

(注) 1. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

2. 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員27名、投信債券歩合外務員49名は含めておりません。

② 当社 (単体) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
987名	14名減	34歳7ヵ月	11年2ヵ月

(注) 1. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

2. 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員27名、投信債券歩合外務員49名は含めておりません。

(9) 重要な子会社の状況（平成25年3月31日現在）

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三土地建物株式会社	東京都中央区	10 ^{百万円}	100.0 %
丸三ファイナンス株式会社	東京都中央区	74	100.0
丸三エンジニアリング株式会社	東京都中央区	50	9.5

- (注) 1. 上記子会社3社のすべてが連結されております。
 2. 当社の上記子会社3社に対する議決権所有割合は、すべて100.0%であります。
 3. 上記子会社の主要な事業内容は、1. (6)「主要な事業内容」に記載しております。
 4. 株式会社エムエスシーは、平成25年2月18日付で清算結了いたしました。

(10) 主要な借入先および借入金額の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほコーポレート銀行	短期借入金	950 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	800
三菱UFJ信託銀行株式会社	短期借入金	550
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
日本証券金融株式会社	短期借入金	100 ^{百万円}
	信用取引借入金	899
大阪証券金融株式会社	信用取引借入金	332

2. 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 69,398,262株
 (うち自己株式3,354,530株)
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 27,355名（前期末比718名減少）
 (うち単元株主数26,087名)

(5) 主な株主の状況（上位10名）（平成25年3月31日現在）

株主名	持株数	出資比率
1 日本生命保険相互会社	5,811,685 株	8.80 %
2 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.19
3 三菱UFJ信託銀行株式会社	2,355,000	3.57
4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,453,000	2.20
5 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,113,100	1.69
6 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,084,900	1.64
7 株式会社みずほコーポレート銀行	940,000	1.42
8 ビービーエイチ フォー バリアブル インシユランス プロダクツ エフデイズリー エムアイデイー キヤッツ ポート	914,000	1.38
9 長尾 愛一郎	902,266	1.37
10 東京海上日動火災保険株式会社	700,260	1.06

(注) 1. 当社は自己株式として3,354,530株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。

2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、自己株式を以下の通り消却いたしました。
 - ・平成24年7月30日の取締役会決議により消却した自己株式
普通株式 2,000,000株
消却日 平成24年8月7日
- ② 当社は、東京証券取引所における市場買付により、自己株式を以下の通り取得いたしました。
 - ・平成24年10月19日の取締役会決議により取得した自己株式
普通株式 1,000,000株
取得価額 243,128,500円
取得期間 平成24年10月22日～平成24年10月31日
 - ・平成24年11月2日の取締役会決議により取得した自己株式
普通株式 815,800株
取得価額 237,376,000円
取得期間 平成24年11月6日～平成24年12月5日

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年3月31日現在）

名 称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の発行日	平成20年8月12日	平成21年7月31日	平成22年7月30日	平成23年8月3日	平成24年8月2日
保有人数	当社監査役 (社外監査役を除く) 1名	当社取締役 (社外取締役を除く) 1名	当社取締役 (社外取締役を除く) 1名	当社取締役 (社外取締役を除く) 1名	当社取締役 (社外取締役を除く) 1名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株)	100個	200個	200個	200個	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	10,000株	20,000株	20,000株	20,000株	100,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない				
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり699円	1株当たり654円	1株当たり564円	1株当たり360円	1株当たり279円
新株予約権の権利行使期間	平成22年7月29日から平成30年7月28日まで	平成23年7月16日から平成31年7月15日まで	平成24年7月15日から平成32年7月14日まで	平成25年7月16日から平成33年7月15日まで	平成26年7月18日から平成34年7月17日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。				
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。				

(注) 監査役が保有している新株予約権は使用人として在籍中に付与されたものです。

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 11 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	平成24年8月2日
交付時の人数 当社従業員	135名
新株予約権の総数	2,410個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	241,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり279円
新株予約権の権利行使期間	平成26年7月18日から 平成34年7月17日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位	担当
長尾 榮次郎	取締役会長 (代表取締役)	
中村 康男	取締役社長 (代表取締役)	
小林 守	取締役副社長 (代表取締役)	営業本部・法人本部・引受本部・債券部・通信販売部管掌、投資信託部担当
西澤 益男	取締役	
長谷川 明	取締役	
中久保 慎一	常勤監査役	
通山 秀	常勤監査役	
相馬 和男	常勤監査役	
小久保 恒哉	監査役	

- (注) 1. 取締役 西澤益男氏および取締役 長谷川明氏は社外取締役であり、また、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 常勤監査役 中久保慎一氏および常勤監査役 通山秀氏は社外監査役であり、また、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	地位	担当	退任日	理由
平本 公秀	取締役社長 (代表取締役)		平成24年6月27日	辞任
片桐 正雄	常勤監査役		平成24年6月27日	辞任
築地原 和夫	監査役		平成24年6月27日	任期満了による退任
西村 敏彦	取締役	内部管理統括責任者、 監理本部長	平成25年1月4日	辞任

(3) 取締役および監査役の兼職状況

地 位	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容
取 締 役	長 谷 川 明	大興電子通信株式会社	監査役
監 査 役	中 久 保 慎 一	丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役 監査役
監 査 役	通 山 秀	丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役 監査役
監 査 役	相 馬 和 男	丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役 監査役

(4) 執行役員の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
山 崎 昇	常務執行役員	財務部長、証券管理部長
小 祝 寿 彦	常務執行役員	エクイティ本部長、調査部管掌
原 田 哲 也	執行役員	調査部長
當 麻 多才治	執行役員	通信販売部長
山 崎 弘 義	執行役員	法人本部長、債券部長
大 庭 智	執行役員	名古屋支店長、営業二部長
浜 野 邦 彦	執行役員	引受本部長
齋 藤 哲 也	執行役員	労務・システム企画部担当、人事部長
布 川 巧	執行役員	営業本部長、証券貯蓄部長、投資営業部長
武 藤 彰	執行役員	総務部担当、企画部長
久 津 間 司 郎	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 名	146 百万円
監 査 役	6	32
合 計	13	179

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人給与11百万円は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、社外取締役2名、監査役の報酬等の額には、社外監査役3名の報酬が含まれております。
 3. 取締役の報酬等の額には、役員賞与引当額20百万円が含まれております。
 4. 取締役の報酬等の額には、ストックオプションによる報酬として費用処理した額5百万円が含まれております。
 5. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額には、平成24年6月27日付で辞任した取締役 平本公秀氏の報酬（平成24年4月1日から平成24年6月27日に係る額）および平成25年1月4日付で辞任した取締役 西村敏彦氏の報酬（平成24年4月1日から平成25年1月4日に係る額）が含まれております。
 また、当事業年度に係る監査役の報酬等の額には、平成24年6月27日付で辞任した監査役 片桐正雄氏および同日付けで退任した監査役 築地原和夫氏の報酬（両氏とも平成24年4月1日から平成24年6月27日に係る額）が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	西 澤 益 男	当期開催の取締役会20回のうち19回出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員会の委員、取締役会の諮問機関である執行役員報酬委員会の委員として活動しております。
取締役	長 谷 川 明	取締役就任後の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	中 久 保 慎 一	当期開催の取締役会20回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。
監査役	通 山 秀	監査役就任後の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会10回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。

② 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の額	5 名	40 百万円

- (注) 社外役員の報酬等の総額には、平成24年6月27日付で辞任した監査役 片桐正雄氏の報酬（平成24年4月1日から平成24年6月27日に係る額）が含まれております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が監査業務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制（会社法第362条第4項第6号、同施行規則第100条第1項第4号）

- ① 役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 監理本部内部監査部は、内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役および監査役へ報告する。
- ④ 代表取締役、社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内での不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑤ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言している。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、代表取締役にその管理状況を報告する。
- ② 情報漏えいリスクについては、「セキュリティーポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティー管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。
- ③ システム障害のリスクについてはシステム企画部において「コンピューターシステムに係るコンティンジェンシープラン」を作成し、障害の未然防止、障害発生時の影響の極小化、障害からの迅速な復旧に努める。
- ④ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。

- ⑤ 各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- ⑥ 監理本部は、各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
- ② 取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
- ③ ストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査役に報告する。
- ② 内部監査の結果については、監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- ③ 執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ社内の重要な会議に、監査役が出席できる体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様のご利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、ある

いは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成23年6月28日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を一部改正の上、更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成23年5月16日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為がその他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当

社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成23年6月28日に開催された当社定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないように機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

連結貸借対照表

平成25年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (平成25年3月31日)	前連結 会計年度 (平成24年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減(△)
●資産の部			
流動資産	71,809	62,179	9,630
現金・預金	18,669	23,803	△ 5,133
預託金	19,982	15,457	4,525
顧客分別金信託	19,887	15,355	4,531
その他の預託金	95	101	△ 6
トレーディング商品	3,960	3,812	148
商品有価証券等	3,960	3,812	148
デリバティブ取引	0	0	△ 0
信用取引資産	21,504	12,661	8,842
信用取引貸付金	20,863	11,939	8,924
信用取引借証券担保金	640	722	△ 81
立替金	67	78	△ 11
募集等払込金	6,649	5,520	1,129
短期貸付金	2,796	2,794	2
未収収益	1,144	975	169
その他の有価証券	54	58	△ 3
繰延税金資産	0	1	△ 0
その他流動資産	70	128	△ 58
貸倒引当金	△ 3,090	△ 3,111	20
固定資産	12,368	8,766	3,602
有形固定資産	2,246	2,392	△ 145
建物	538	556	△ 17
器具備品	194	321	△ 126
土地	1,512	1,514	△ 1
無形固定資産	699	826	△ 127
ソフトウェア	682	808	△ 126
電話加入権	16	17	△ 1
投資その他の資産	9,423	5,547	3,876
投資有価証券	8,691	4,817	3,874
長期貸付金	—	0	△ 0
長期差入保証金	522	528	△ 5
長期前払費用	10	13	△ 3
その他	198	187	11
貸倒引当金	—	△ 0	0
資産合計	84,178	70,945	13,233

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (平成25年3月31日)	前連結 会計年度 (平成24年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減(△)
●負債の部			
流動負債	33,610	26,519	7,091
約定見返勘定	2,627	2,077	550
信用取引負債	3,695	3,639	56
信用取引借入金	1,232	1,259	△ 27
信用取引貸証券受入金	2,463	2,379	83
預り金	13,234	9,168	4,066
受入保証金	8,737	6,894	1,843
短期借入金	3,200	3,300	△ 100
未払法人税等	412	73	338
賞与引当金	994	766	227
役員賞与引当金	20	—	20
その他流動負債	688	599	88
固定負債	4,166	2,658	1,507
繰延税金負債	2,081	742	1,338
退職給付引当金	1,787	1,589	197
長期未払金	152	153	△ 1
その他固定負債	145	172	△ 27
引当金	119	152	△ 32
金融商品取引責任準備金	119	152	△ 32
負債合計	37,897	29,330	8,566
●純資産の部			
株主資本	42,524	40,469	2,054
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	680	1,391	△ 711
利益剰余金	32,871	30,338	2,533
自己株式	△ 1,028	△ 1,260	231
その他の包括利益累計額	3,593	964	2,628
その他有価証券評価差額金	3,593	964	2,628
新株予約権	163	180	△ 16
純資産合計	46,281	41,615	4,666
負債・純資産合計	84,178	70,945	13,233

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前連結会計 年度比 (%)
営業収益	17,667	14,452	122.2
受入手数料	16,129	12,964	124.4
トレーディング損益	1,127	1,039	108.4
金融収益	411	447	91.8
金融費用	99	106	93.4
純営業収益	17,567	14,345	122.5
販売費・一般管理費	14,623	15,118	96.7
取引関係費	1,470	1,457	100.9
人件費	8,690	8,467	102.6
不動産関係費	1,354	1,837	73.7
事務費	1,795	1,888	95.0
減価償却費	424	426	99.5
租税公課	121	111	109.0
その他	766	929	82.6
営業利益又は営業損失 (△)	2,944	△ 772	—
営業外収益	262	470	55.9
営業外費用	5	10	49.5
経常利益又は経常損失 (△)	3,201	△ 312	—
特別利益	132	51	257.2
投資有価証券売却益	54	3	—
自己新株予約権消却益	45	41	110.3
金融商品取引責任準備金戻入	32	6	495.9
特別損失	64	512	12.5
有価証券評価減	25	41	60.0
固定資産売却損	19	321	6.0
減損損失	19	58	33.0
投資有価証券売却損	0	28	1.3
その他	—	61	—
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	3,269	△ 773	—
法人税、住民税及び事業税	399	62	638.7
法人税等調整額	△ 2	△ 38	—
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失 (△)	2,873	△ 797	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,873	△ 797	—

連結株主資本等変動計算書

単位：百万円

	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
当期首残高	1,391	1,391
当期変動額		
自己株式の処分	0	△ 0
自己株式の消却	△ 711	—
当期変動額合計	△ 711	△ 0
当期末残高	680	1,391
利益剰余金		
当期首残高	30,338	31,484
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,873	△ 797
当期変動額合計	2,533	△ 1,146
当期末残高	32,871	30,338
自己株式		
当期首残高	△ 1,260	△ 559
当期変動額		
自己株式の取得	△ 480	△ 701
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	711	—
当期変動額合計	231	△ 701
当期末残高	△ 1,028	△ 1,260
株主資本合計		
当期首残高	40,469	42,317
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,873	△ 797
自己株式の取得	△ 480	△ 701
自己株式の処分	1	0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	2,054	△ 1,847
当期末残高	42,524	40,469

	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	964	836
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,628	128
当期変動額合計	2,628	128
当期末残高	3,593	964
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	964	836
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,628	128
当期変動額合計	2,628	128
当期末残高	3,593	964
新株予約権		
当期首残高	180	181
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 16	△ 1
当期変動額合計	△ 16	△ 1
当期末残高	163	180
純資産合計		
当期首残高	41,615	43,335
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,873	△ 797
自己株式の取得	△ 480	△ 701
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,612	127
当期変動額合計	4,666	△ 1,720
当期末残高	46,281	41,615

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社
丸三エンジニアリング株式会社

従来、連結子会社であった株式会社エムエスシーは、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ①トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。
トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

- ②トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法
その他有価証券

④時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

⑤時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し

ております。また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10～47年、器具・備品5～8年であります。

- ②無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

- ①貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- ③役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- ④退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

- ⑤金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3百万円増加しております。

〔連結貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	614百万円
投資有価証券	7,694百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,200百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,681百万円
-------------------	----------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	71,398,262	-	2,000,000	69,398,262

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少	2,000,000株
-----------------------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	169	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年9月18日 取締役会	普通株式	169	2.5	平成24年9月30日	平成24年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	726	11	平成25年3月31日	平成25年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	567,000株
------	----------

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するため及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期的貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための先物・オプション取引を行っております。このうち先物・オプション取引は原証券の市場価格の変動リスク、及び時間の経過に伴う価値の減少リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場

等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金・預金	18,669	18,669	-
(2)顧客分別金信託	19,887	19,887	-
(3)商品有価証券等			
売買目的有価証券	3,960	3,960	-
(4)信用取引貸付金	20,863	20,863	-
(5)募集等払込金	6,649	6,649	-
(6)短期貸付金	2,796		
貸倒引当金（※1）	△2,792		
	4	4	-
(7)未収収益	1,144		
貸倒引当金（※1）	△290		
	854	854	-
(8)投資有価証券			
満期保有目的債券以外の有価証券	8,239	8,239	-
資産計	79,128	79,128	-
(1)約定見返勘定	2,627	2,627	-
(2)信用取引借入金	1,232	1,232	-
(3)信用取引貸証券受入金	2,463	2,463	-
(4)預り金	13,234	13,234	-
(5)受入保証金	8,737	8,737	-
(6)短期借入金	3,200	3,200	-
負債計	31,495	31,495	-
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

（※1）短期貸付金及び未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び (2) 顧客分別金信託

満期のない預金及び顧客分別金信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格または日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、売買目的有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。売買目的有価証券

売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△1百万円であります。

(4) 信用取引貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 募集等払込金

募集等払込金の時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格または日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

(6) 短期貸付金及び (7) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

満期保有目的債券以外の投資有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①満期保有目的債券以外の投資有価証券

満期保有目的債券以外の投資有価証券の当連結会計年度中の売却額は113百万円であり、売却益の合計額は53百万円、売却損の合計額は0百万円であります。また、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,607	8,044	5,436
	小 計	2,607	8,044	5,436
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	222	195	△ 27
	小 計	222	195	△ 27
合 計		2,830	8,239	5,408

②上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。当連結会計年度において、時価のある株式について23百万円減損処理を行っております。

③当連結会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

負債

- (1) 約定見返勘定、(2) 信用取引借入金、(3) 信用取引貸証券受入金、
(4) 預り金、(5) 受入保証金及び (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。

- (a) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引 の種類	契約額等		時 価 (※)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	豪ドル	593	-	3	3
	米ドル	25	-	0	0
	その他	7	-	0	0
	買建				
	豪ドル	590	-	△ 3	△ 3
米ドル	25	-	△ 0	△ 0	
その他	7	-	△ 0	△ 0	
合 計		1,249	-	0	0

(※) みなし決済損益を時価として記載しております。

- (b) その他の取引の対象物

該当事項はありません。

- ②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)、(※2)	390
②投資事業組合 (※3)	117
合 計	507

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合は、組み入れ財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金・預金	18,669
顧客分別金信託	19,887
信用取引貸付金	20,863
募集等払込金	6,649
短期貸付金	2,796
未収収益	1,144

- (注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	3,200

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	698円29銭
1株当たり当期純利益	42円79銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は保有資産の有効活用を図るため、保有する投資有価証券の一部を平成25年4月24日から5月2日にかけて売却いたしました。これに伴い、翌連結会計年度に投資有価証券売却益1,487百万円を特別利益に計上いたします。

【その他の注記】

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成25年3月31日現在）

①退職給付債務	△	5,187百万円
②年金資産		3,619
③未積立退職給付債務	△	1,567
④会計基準変更時差異の未処理額		84
⑤未認識数理計算上の差異	△	304
⑥退職給付引当金	△	1,787

(3) 退職給付費用に関する事項（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

①勤務費用	341百万円
②利息費用	46
③会計基準変更時差異の費用処理額	42
④数理計算上の差異の費用処理額	198
⑤退職給付費用	629

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	0.6%
③期待運用収益率	0.0%
④数理計算上の差異の処理年数	5年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。）
⑤会計基準変更時差異の処理年数	15年

2. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額（百万円）
東京都台東区 大阪府大阪市中央区	営業店舗等	建物	3
		器具・備品	7
		その他	6
		計	17
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	1
奈良県奈良市	遊休資産	土地	0
合 計			19

当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

当該営業店舗等については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、上記の資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額17百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため、0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西岡雅信 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 中久保 慎 一 ㊟

常勤監査役 通 山 秀 ㊟

常勤監査役 相 馬 和 男 ㊟

監 査 役 小久保 恒 哉 ㊟

(注) 常勤監査役中久保慎一及び常勤監査役通山秀は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

平成25年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (平成25年3月31日)	前事業年度 (平成24年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●資産の部			
流動資産	71,736	62,106	9,629
現金・預金	18,662	23,794	△ 5,131
預託金	19,982	15,457	4,525
顧客分別金信託	19,887	15,355	4,531
その他の預託金	95	101	△ 6
トレーディング商品	3,960	3,812	148
商品有価証券等	3,960	3,812	148
デリバティブ取引	0	0	△ 0
信用取引資産	21,504	12,661	8,842
信用取引貸付金	20,863	11,939	8,924
信用取引借証券担保金	640	722	△ 81
立替金	67	78	△ 11
募集等払込金	6,649	5,520	1,129
短期貸付金	3	0	2
未収収益	854	684	169
その他流動資産	59	126	△ 66
貸倒引当金	△ 8	△ 29	20
固定資産	11,958	8,366	3,592
有形固定資産	1,110	1,274	△ 164
建物	248	284	△ 35
器具備品	194	321	△ 126
土地	666	668	△ 1
無形固定資産	698	826	△ 127
ソフトウェア	682	808	△ 126
電話加入権	16	17	△ 1
投資その他の資産	10,149	6,265	3,883
投資有価証券	8,674	4,789	3,885
関係会社株式	636	638	△ 2
長期貸付金	—	0	△ 0
長期差入保証金	630	637	△ 6
長期前払費用	10	13	△ 3
その他	198	187	11
貸倒引当金	—	△ 0	0
資産合計	83,694	70,472	13,221

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (平成25年3月31日)	前事業年度 (平成24年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●負債の部			
流動負債	34,467	27,355	7,112
約定見返勘定	2,627	2,077	550
信用取引負債	3,695	3,639	56
信用取引借入金	1,232	1,259	△ 27
信用取引貸証券受入金	2,463	2,379	83
預り金	13,232	9,165	4,066
受入保証金	8,737	6,894	1,843
短期借入金	4,076	4,161	△ 85
未払金	358	320	38
未払費用	323	271	52
未払法人税等	401	59	342
賞与引当金	994	766	228
役員賞与引当金	20	—	20
その他流動負債	0	0	0
固定負債	3,857	2,348	1,509
繰延税金負債	1,810	470	1,340
退職給付引当金	1,786	1,588	197
長期未払金	138	139	△ 1
その他固定負債	122	149	△ 27
引当金	119	152	△ 32
金融商品取引責任準備金	119	152	△ 32
負債合計	38,445	29,855	8,589
●純資産の部			
株主資本	41,503	39,481	2,021
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	680	1,391	△ 711
資本準備金	590	590	—
その他資本剰余金	89	801	△ 711
利益剰余金	31,850	29,349	2,501
利益準備金	1,909	1,909	—
その他利益剰余金	29,941	27,440	2,501
別途積立金	27,270	28,001	△ 730
繰越利益剰余金	2,671	△ 560	3,232
自己株式	△ 1,028	△ 1,260	231
評価・換算差額等	3,582	955	2,627
その他有価証券評価差額金	3,582	955	2,627
新株予約権	163	180	△ 16
純資産合計	45,249	40,617	4,632
負債・純資産合計	83,694	70,472	13,221

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	前事業 年度比 (%)
営業収益	17,667	14,452	122.2
受入手数料	16,129	12,964	124.4
トレーディング損益	1,127	1,039	108.4
金融収益	411	447	91.8
金融費用	106	113	93.7
純営業収益	17,561	14,338	122.5
販売費・一般管理費	14,663	15,166	96.7
取引関係費	1,451	1,438	100.9
人件費	8,655	8,419	102.8
不動産関係費	1,452	1,939	74.9
事務費	1,828	1,938	94.3
減価償却費	402	405	99.3
租税公課	109	98	111.3
その他	763	926	82.4
営業利益又は営業損失 (△)	2,898	△ 827	—
営業外収益	248	458	54.2
営業外費用	5	10	48.6
経常利益又は経常損失 (△)	3,141	△ 379	—
特別利益	132	51	257.9
投資有価証券売却益	52	3	—
自己新株予約権消却益	45	41	110.3
金融商品取引責任準備金戻入	32	6	495.9
その他	1	—	—
特別損失	62	454	13.7
有価証券評価減	23	41	58.1
固定資産売却損	19	321	6.0
減損損失	19	58	33.0
その他	—	4	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	3,211	△ 782	—
法人税、住民税及び事業税	371	33	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,840	△ 816	—

株主資本等変動計算書

単位：百万円

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	590	590
当期末残高	590	590
その他資本剰余金		
当期首残高	801	801
当期変動額		
自己株式の処分	0	△ 0
自己株式の消却	△ 711	—
当期変動額合計	△ 711	△ 0
当期末残高	89	801
資本剰余金合計		
当期首残高	1,391	1,391
当期変動額		
自己株式の処分	0	△ 0
自己株式の消却	△ 711	—
当期変動額合計	△ 711	△ 0
当期末残高	680	1,391
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,909	1,909
当期末残高	1,909	1,909
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	28,001	28,001
当期変動額		
別途積立金の取崩	△ 730	—
当期変動額合計	△ 730	—
当期末残高	27,270	28,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 560	604
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,840	△ 816
別途積立金の取崩	730	—
当期変動額合計	3,232	△ 1,165
当期末残高	2,671	△ 560
利益剰余金合計		
当期首残高	29,349	30,515
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,840	△ 816
別途積立金の取崩	—	—
当期変動額合計	2,501	△ 1,165
当期末残高	31,850	29,349

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△ 1,260	△ 559
当期変動額		
自己株式の取得	△ 480	△ 701
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	711	—
当期変動額合計	231	△ 701
当期末残高	△ 1,028	△ 1,260
株主資本合計		
当期首残高	39,481	41,348
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,840	△ 816
別途積立金の取崩	—	—
自己株式の取得	△ 480	△ 701
自己株式の処分	1	0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	2,021	△ 1,866
当期末残高	41,503	39,481
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	955	826
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,627	129
当期変動額合計	2,627	129
当期末残高	3,582	955
評価・換算差額等合計		
当期首残高	955	826
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,627	129
当期変動額合計	2,627	129
当期末残高	3,582	955
新株予約権		
当期首残高	180	181
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 16	△ 1
当期変動額合計	△ 16	△ 1
当期末残高	163	180
純資産合計		
当期首残高	40,617	42,356
当期変動額		
剰余金の配当	△ 339	△ 349
当期純利益又は当期純損失(△)	2,840	△ 816
自己株式の取得	△ 480	△ 701
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,610	127
当期変動額合計	4,632	△ 1,739
当期末残高	45,249	40,617

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

②トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

④時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

⑥時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごと一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10～47年、器具・備品5～8年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（635百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	462百万円
投資有価証券	7,694百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,200百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,865百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	136百万円
短期金銭債務	876百万円
長期金銭債務	2百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業費用	147百万円
営業取引以外の取引高	35百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,539,738	1,816,883	2,002,091	3,354,530

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	1,815,800株
単元未満株式の買取りによる増加	1,083株

減少数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少	2,000,000株
ストックオプションの権利行使に対する割当による減少	2,000株
単元未満株式の売渡請求に対する割当による減少	91株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	377百万円
未払費用	112
未払事業税	41
繰延税金資産小計	531
評価性引当額	△ 531
繰延税金資産合計	-

(2) 固定資産

繰延税金資産	
退職給付引当金	646
有価証券評価減	545
固定資産評価減	156
無形固定資産償却超過額	120
金融商品取引責任準備金	42
その他	286
繰延税金資産小計	1,798
評価性引当額	△ 1,798
繰延税金資産合計	-

(3) 固定負債

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,810
繰延税金負債合計	1,810

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.30
住民税均等割	0.96
評価性引当額の増減	△ 27.59
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.92
その他	△ 0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.55

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	682円66銭
1株当たり当期純利益	42円31銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は保有資産の有効活用を図るため、保有する投資有価証券の一部を平成25年4月24日から5月2日にかけて売却いたしました。これに伴い、翌事業年度に投資有価証券売却益1,487百万円を特別利益に計上いたします。

〔その他の注記〕

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成25年3月31日現在）

①退職給付債務	△ 5,187百万円
②年金資産	3,619
③未積立退職給付債務	△ 1,567
④会計基準変更時差異の未処理額	84
⑤未認識数理計算上の差異	△ 304
⑥退職給付引当金	△ 1,786

(3) 退職給付費用に関する事項（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

①勤務費用	341百万円
②利息費用	46
③会計基準変更時差異の費用処理額	42
④数理計算上の差異の費用処理額	198
⑤退職給付費用	629

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	0.6%
③期待運用収益率	0.0%
④数理計算上の差異の処理年数	5年（各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。）
⑤会計基準変更時差異の処理年数	15年

2. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金額（百万円）
東京都台東区 大阪府大阪市中央区	営業店舗等	建物	3
		器具・備品	7
		その他	6
		計	17
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	1
奈良県奈良市	遊休資産	土地	0
合 計			19

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

当該営業店舗等については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから、上記の資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額17百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定し、他に転用できないため、0円で評価しております。

また、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 岡 雅 信 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池 田 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以上が第93期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

(連結計算書類参考資料)

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)		3,269	△	773
減価償却費		424		426
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△	20	△	13
退職給付引当金の増減額(△は減少)		197		140
賞与引当金の増減額(△は減少)		227	△	34
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		20		—
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	△	32	△	6
受取利息及び受取配当金	△	610	△	798
支払利息		99		106
固定資産売却損益(△は益)		19		321
減損損失		19		58
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	△	53		25
有価証券評価損益(△は益)		1		0
投資有価証券評価損益(△は益)		22		45
顧客分別金信託の増減額(△は増加)	△	4,531		3,271
貸付金の増減額(△は増加)	△	1		5
立替金及び預り金の増減額		4,077	△	681
トレーディング商品の増減額		402		373
信用取引資産および信用取引負債の増減額	△	8,786		5,813
受入保証金の増減額(△は減少)		1,843	△	2,205
募集等払込金の増減額(△は増加)	△	1,129	△	447
その他	△	127	△	87
小計	△	4,670		5,540
利息及び配当金の受取額		598		807
利息の支払額	△	100	△	107
法人税等の支払額	△	85	△	85
営業活動によるキャッシュ・フロー	△	4,257		6,155
投資活動によるキャッシュ・フロー				
投資有価証券の売却による収入		113		160
有形及び無形固定資産の取得による支出	△	172	△	1,501
その他	△	8	△	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	67	△	1,350
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純減額	△	100	△	200
自己株式の取得による支出	△	480	△	701
自己株式の売却による収入		1		0
配当金の支払額	△	339	△	353
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	919	△	1,254
現金及び現金同等物に係る換算差額		110	△	5
現金及び現金同等物に係る増加額(△は減少)	△	5,133		3,544
現金及び現金同等物の期首残高		23,803		20,258
現金及び現金同等物の期末残高		18,669		23,803

平成23年5月16日

各位

会社名 丸三証券株式会社
住所 東京都中央区日本橋2-5-2
代表者名 取締役社長 平本 公秀
(コード番号: 8613 東証、大証第一部)
問合せ先 企画部長 高橋 耕司
TEL 03-3273-4973

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)(以下「旧防衛策」といいます。)の導入を決議し、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧防衛策は平成23年6月28日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

当社は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化のため、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、旧防衛策を一部改定した上、更新すること(以下更新後の買収防衛策を「本対応方針」といいます。)を決議いたしましたので、お知らせします。なお、当該取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針につき一切異議はありませんでした。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

- 1 特定株主グループとは、①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、③上記①又は②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成23年3月31日現在の株主の状況は、別紙Iのとおりです。

なお、法令等⁴に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の更新にあたり、株主意思確認総会の開催要件を整理したことのほか、株券電子化その他関係法令等の改正に伴う修正や買収防衛策に関する議論等を踏まえて所要の変更等を行っておりますが、旧防衛策の実質的内容から大幅な変更はありません。

記

1. 当社の経営理念等について

(1) 当社の経営理念について

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は平成15年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を招聘し、取締役会の意思決定の透明性確保と監視機能の強化を図りました。

また、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役（うち2名は社外監査役）が取締役の業務執

⁴ 法令等とは、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等を総称していいます。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

行の監査を行っております。監査役の機能強化については、内部監査部門との連携強化に努めており、平成22年3月には、社外取締役、監査役、内部監査担当役員との連携を目的とした定例の会合を設置し、経営に対するモニタリング機能及びガバナンス体制の強化を図っております。

なお、当社は、社外役員3名（社外取締役1名、社外監査役2名）を一般株主との利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所、大阪証券取引所に届け出ております。

2. 本対応方針の目的

本対応方針の目的は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を一部改定の上、更新することとしました。

3. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
又は

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅱのとおりです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者⁵による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。）を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会（その概要は以下の6. (1)に記載されています。）にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。なお、本対応方針の手の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

4. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様への判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内（初日不算入）に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、本必要情報に含まれるものとし、

- ①大規模買付行為者の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員への氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。）

5 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただきます。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報（追加により提出を求めた本必要情報を含みます。以下同じです。）の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として設定します。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報が提出されたと当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記5.に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主

総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針更新後の委員候補者は、別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができるものとします。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間（初日不算入）を上限として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者（以下「手続不遵守買付行為者」といいます。）に該当する場合、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告するものとし、当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等（主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。）に移転させることにある大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為

⑤大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある場合とは、例えば次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為
- ②大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④大規模買付行為が行われる時点の法令等（行政指導、裁判結果を含みます。）により、当社の企業価値ないし株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

5. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、上記4. (4) の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が上記4. (4) に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。但し、特別委員会が対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役

会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重します。

(4) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記4. (4) に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前（権利落日）以降の中止は行いません。

6. 透明性及び公正性確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙V

のとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保を設けています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとし、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

本対応方針の更新について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の更新後の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります（別紙Ⅱ新株予約権ガイドライン（骨子）ご参照）。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として更新するものとします。また、本対応方針の有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針更新時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の更新により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記3に記載の行使条件及び当社による新株予約権の取得条項が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記5.(6)で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適時且つ適切な開示を行いますが、株価の変動により不測の損害を受ける可能性がありますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要となる手続

①本新株予約権の無償割当ての手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

②当社による本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。）。

③本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。さらに、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容についても踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に更新するものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないように、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

別紙 I

当社大株主の状況（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 71,398,262株
3. 株主数 28,271名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本生命保険相互会社	5,811	8.26
財団法人長尾自然環境財団	4,746	6.75
ビービーエイチ フォー バリアブル インシュランス プロダクツ エフデイズリー エムアイデュー キヤップ ポート	2,856	4.06
シービーエヌワイ ナショナル ファイナンシャルサービシス エルエルシー	2,398	3.41
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,355	3.35
株式会社みずほコーポレート銀行	1,540	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,499	2.13
シービーエヌワイフィデリティアドバイザーシリーズ 1 ミッドキャップ2 ファンド	1,177	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,080	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,012	1.44

- (注) 1. 当社は自己株式として1,040千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。
2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

新株予約権ガイドライン（骨子）

1. 目的

新株予約権ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社が平成23年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に更新する当社株券等⁶の大規模買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」という。）に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

（1）手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

（2）濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。但し、特別委員会が対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が株主の皆様の

⁶ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

ご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者（(i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。）による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める⁷誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数⁸以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2.に定める要件のいずれにも該当する可能性があるると疑われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2.にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で

7 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とするを予定している。

8 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

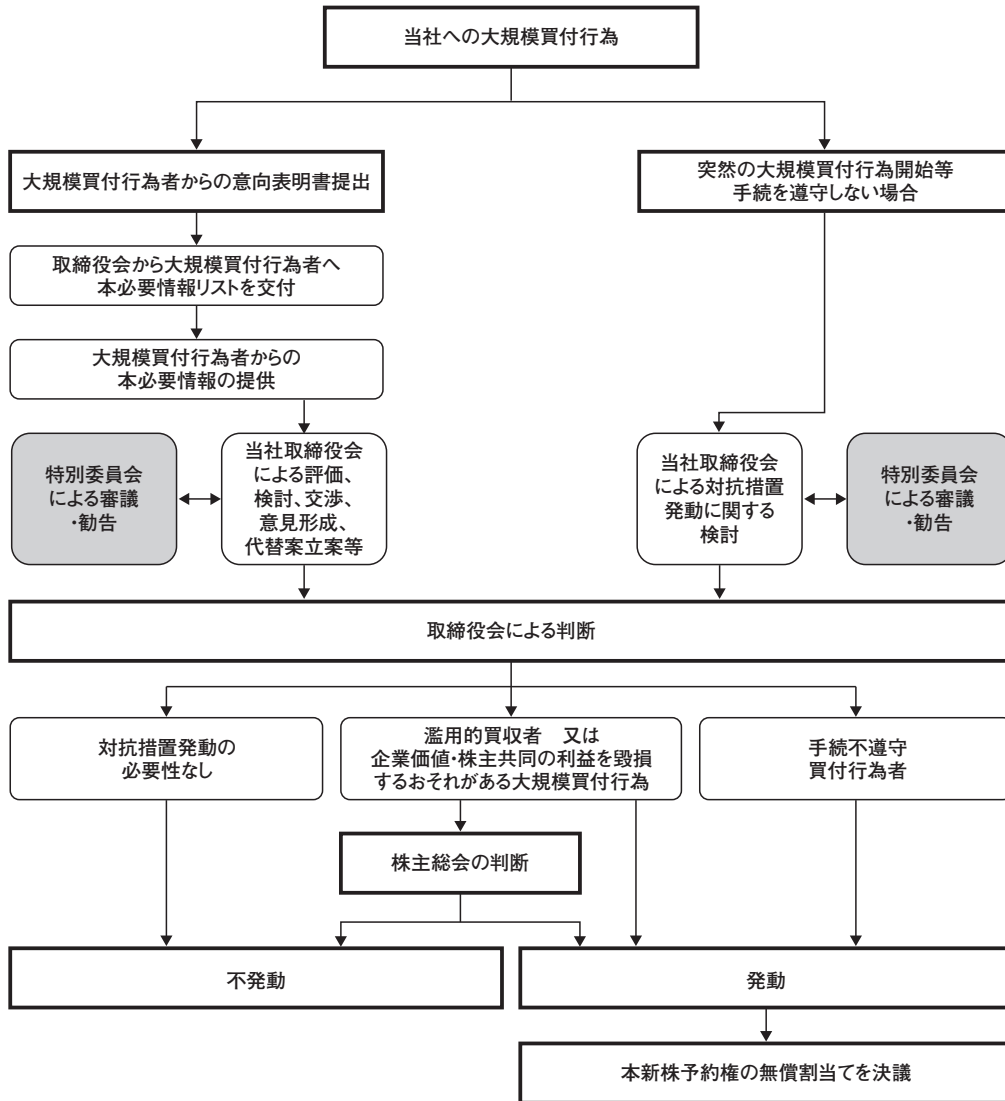
当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

以 上

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数（以下「対象株式数」という。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者⁹による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の第三者が譲渡等により新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

(2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上

9 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

別紙V

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付行為の内容の精査・検討
- (2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項
- (3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣（なかがわ・ひでのり）

略 歴：平成2年4月 最高裁判所司法研修所
平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
平成4年4月 長島・大野法律事務所
平成9年9月 カークランド・アンド・エリス法律事務所
平成10年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
平成11年9月 メリルリンチ証券会社東京支店
平成13年1月 メリルリンチ日本証券株式会社
平成15年4月 UFJストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成16年8月 TMI総合法律事務所パートナー（現在に至る）

西澤 益男（にしざわ・ますお）

略 歴：昭和35年4月 大和証券株式会社
昭和60年4月 同社 秘書室部長
昭和62年4月 同社 転換社債部長
平成元年5月 同社 営業副本部長
平成元年6月 同社 取締役
平成3年6月 同社 常務取締役
平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
平成11年6月 同社 代表取締役副社長
平成15年6月 丸三証券株式会社 社外取締役（現在に至る）

宗近 博邦（むねちか・ひろくに）

略 歴：昭和36年4月 大和証券株式会社
昭和61年12月 同社 取締役 株式本部副本部長、
株式トレーディング室長
平成元年6月 同社 常務取締役 株式本部長
平成3年6月 同社 専務取締役 事業法人営業本部長、
金融法人営業本部長、国際営業部、年金企画部、
運用企画部分担
平成6年6月 同社 取締役副社長
平成9年6月 ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
*平成12年4月 つばさ証券株式会社 取締役社長
*平成14年6月 UFJつばさ証券株式会社 取締役社長
平成15年4月 同社 特別顧問
平成16年2月 学校法人明治大学 評議員（現在に至る）
平成16年4月 学校法人明治大学 理事
平成20年4月 学校法人江の川学園 理事長（現在に至る）
平成20年6月 株式会社明大サポート 取締役会長（現在に至る）
*合併による商号変更
主な公職：平成12年7月 日本証券業協会 理事
日本証券業協会 自主規制委員会委員長
日本投資者保護基金 理事
平成14年7月 日本証券業協会 副会長
日本証券経済研究所 会長
平成15年7月 日本証券業協会 顧問（現在に至る）
平成15年7月 日本証券経済研究所 顧問（現在に至る）

以 上

株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。10月中旬頃に送付いたします。

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
定時株主総会 毎年6月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
TEL 0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所 東京証券取引所・大阪証券取引所
公告の方法 電子公告により行う
公告掲載URL <http://www.marusan-sec.co.jp/>
(ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱えませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本店でお支払いいたします。
4. 東京証券取引所および大阪証券取引所は、平成25年7月16日付をもって市場の統合を行う予定のため、同日以降当社の上場証券取引所は東京証券取引所になります。

当社に関する情報がご覧になれます。
<http://www.marusan-sec.co.jp/>

